

1 四月十五日
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

2 十七日以後絶対の支給せしめ 旨通知せしむ

3 経費(大森不償)例ニ依り、明二十七日改メニ要求書

4 提出、罷業完全ニ日經十日分業人ニシテ

5 要求回答ニ付、此等ヲ執行スルニシテ 湯川

6 四月廿七日

7 午後二時四十分、代表五名(経業員例)

8 岩手、春日、中屋、野田、近藤

9 会社例、岩田、加藤、武岡、湯川

10 要求書若年頃親明ニ返出(午後三時申)